

## 役員報酬規程

### 1. 目的

この規程は、NPO 法人らいぶらいぶ定款第 4 章第 19 条に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

### 2. 報酬

役員の数全体の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を支払うことができる。

(1) 報酬の額は月額とし、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

(2) 役員に就任した月から、報酬を支払うことができる。

(3) 役員が退任、または死亡した場合は、その月分の報酬を支払うことができる。

### 3. 報酬の支払日

役員報酬の支払いは、毎月末日とする。

### 4. 報酬の支払い

役員報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。

ただし、法令または規定に基づき、役員報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

## 附 則

この規程は、平 25 年 1 月 5 日から施行する。